○ 船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十八年四月一日時点）	現行
第一　（略） この指針は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条の規定により読み替えて適用される法第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、無料船員職業紹介事業者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第四条第二項に規定する無料船員職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。 なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。 第二　（略） 一　労働関係法令等の遵守 事業主、青少年の募集を行う者及び求人者（二において「事業主等」という。）は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。 ㈠　（略） 二　青少年雇用情報の提供 マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに	第一　（略） この指針は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二十七条の規定により読み替えて適用される法第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、無料船員職業紹介事業者等（法第二十七条の規定により読み替えて適用される法第四条第二項に規定する無料船員職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。 なお、中学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。 第二　（略） 一　労働関係法令等の遵守 事業主、青少年の募集を行う者及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。 ㈠　（略） （新設）

鑑み、事業主等は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(一) ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

(二) 学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。

(三) 情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。

(四) 情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

三 （略）

第三 （略）

第四 （略）

一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

無料船員職業紹介事業者及び募集に関する情報を提供することを業として行う者（三及び四において「募集情報提供事業者」という。）は、青少年自身が主体的に職業選択やキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二・三 （略）

四 青少年雇用情報の提供

(一) 無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法第四十条第

二 （略）

第三 （略）

第四 （略）

一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

無料船員職業紹介事業者、募集に関する情報を提供することを業として行う者（三において「募集情報提供事業者」という。）は、青少年自身が主体的に職業選択やキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二・三 （略）

（新設）

一項の規定により学校等の長が無料船員職業紹介事業の届出を行った場合は、当該学校等も含まれることに留意すること。）は、学校卒業見込者等求人（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する船員職業紹介に活用することが望ましいこと。また、無料船員職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から無料船員職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項の趣旨に沿って、無料船員職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

㈡ 募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

五 労働関係法令違反の求人者への対応

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、無料船員職業紹介事業者においても、法第三十三条の規定により読み替

（新設）

えて適用される法第十一条に規定する地方運輸局における求人の不受理に準じた取組を進めるため、船員職業安定法第十五条第一項の趣旨である求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定に基づき地方運輸局が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、同法第三十四条第二項（同法第三十五条第二号の場合を含む。）又は同法第四十条第三項に規定する無料船員職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等を行うことが望ましいこと。

六～七　（略）

八　（略）

一から七までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

四～五　（略）

六　（略）

一から五までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。